

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食費臨時補助金	①物価高騰下において、学校給食費の一部を支援することで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。 ②小学生については、学校給食費に対する国による支援と、実際の給食費との差額を支援。中学生については、給食費の一部を支援。 ③小学生：無償化（国補助286円との通常食材分との差額65円/食を全員へ補助）、中学生：一律支援 175円/食（全員へ補助） 小学生：65円/食×1,047人×200食=13,611,000円 中学生：175円/食×559人×200食=19,565,000円 合計：33,176,000円=33,200,000円 ④町学校給食会へ補助することで、相当する給食費を保護者から徴収しない。（支援の対象は児童・生徒のみであり、教職員は含まれていない。）	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策アレルギーによる弁当持参児童生徒臨時支援事業	①物価高騰下において、国や町からの学校給食費支援が及ばない、アレルギーにより弁当を持参している世帯に対して支援を行うもの。 ②学校給食費に対する国及び町支援額と同額の支援 ③アレルギーにより弁当を持参している児童生徒数（小学生2名、中学生2名） 小学生 355円×200食×2名=142,000円 中学生 179円×200食×2名=71,600円 ④アレルギーにより弁当を持参している児童生徒世帯 【個人を対象とした給付金について】 アレルギー食は、使用できる食材に制限があり、地域通貨等、使用店舗が限られた中では、十分な調達が困難出ること想定される。このため、ニーズに応じた支援を行うため、現金による支援が効果的であると考えられる。	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食への米粉パン・地場産みそ提供差額臨時支援事業	①物価高騰下においても、給食費の保護者負担に配慮しながら地産地消・食育を推進するため、学校給食における地場産食材（米粉パン、みそ）の提供に際し、市販品との差額を支援するもの。 ②地場産食材（米粉パン、みそ）価格と通常品との差額 ③（米粉パン）1食あたりの市販品との差額 小学生：45円、中学生52円 小学生 45円×1,047人×11回=518,265円 中学生 52円×559人×11回=319,748円 合計 838,013円 = 850,000円 （地場産みそ）1食あたりの市販品との差額 1.25円 小学生 1.25円×1,047人×200食=261,750円 中学生 1.25円×559人×200食=139,750円 合計 401,500円 = 450,000円 米粉パン、地場産みそ 合計 1,300,000円 ④町学校給食会へ補助することで、価格差を保護者に転嫁しない。（支援の対象は児童・生徒のみであり、教職員は含まれていない。）	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	要保護・準要保護児童生徒就学援助費臨時給付事業（令和8年度）	①物価高騰の影響を特に受ける要保護・準要保護児童生徒の世帯に対し、経済的支援を行うもの。 ②給付額 35,000円 ③積算根拠 35,000円×（小学生70人+中学生38人）=3,780,000円 ④要保護・準要保護世帯 【個人を対象とした給付金について】 該当となる世帯は、低所得のひとり親世帯であり、経済的な支援を特に必要とする世帯であると想定される。このため、用途が限定されるポイントではなく現金とすることで、ニーズに応じた支援を行うことが可能であり、現金による支援が効果的であると考えられる。	R8.4	R9.3
6	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策鉄道ネットワーク維持対策事業	①物価高騰、エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続く町唯一の鉄道路線「富山地方鉄道立山線」は、通勤や通学など、町民生活にとって必要不可欠な鉄道路線であり、また、立山黒部アルペンルートをつなぐ観光路線として重要な交通インフラであることから、必要な経費の一部を支援することで、運行の維持に繋げるもの。 ②県、沿線市町村、交通事業者がそれぞれ等分で負担する令和8年度の運行経費のうち走行距離、財政規模等を考慮し算出された立山町分の負担金額 ③物価高騰等の影響による関連市町村支援額200,000千円（走行距離割100,000千円、標準財政規模割100,000千円） 走行距離割 立山町割合19.28% 支援額19,277千円 標準財政規模割 立山町割合5.1% 支援額5,133千円 合計 24,410千円=24,000千円 ④鉄道運行事業者 【特定事業者等支援の理由】 富山地方鉄道立山線は、前述のとおり、通勤・通学の足となる町民の生活に必要な路線である。また、観光路線として山間部を運行しており、観光シーズン以外の時期には、一定の収益が見込めない構造的な課題を抱えている。物価高騰、エネルギー価格の高騰が経営に悪影響を及ぼしており、町民の公共交通手段及び富山県の観光のシンボル「立山黒部アルペンルート」への唯一の観光路線を維持するために支援を行うことは、地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策出産お祝いポイント給付事業	①物価高騰下における子育て世帯支援のため、子の妊娠届出時及び出産後の2か月児訪問時に、出産準備金及び出産お祝いポイントとして、給付を行うもの。 ②出産準備金 20,000円（うちR8：10,000円拡充） 出産お祝いポイント 30,000ポイント（うちR8：10,000ポイント拡充） ※ポイントは町の地域通貨であり1ポイント=1円として加盟店舗での利用が可能。 ③出産準備金20,000円（現金）×135人=2,700,000円 出産お祝いポイント30,000ポイント（ポイント）×135人=4,050,000円 合計6,750,000円（うち交付対象経費2,700,000円） ④令和7年度中に妊娠又は子の出産に伴う2か月児訪問対象児童の保護者 【個人を対象とした給付金について】 本事業では、出産準備金のみを現金としており、住民票が町にあるものの、里帰り出産により、町外又は県外へ帰省するケースにも支援が可能となることから、このような制度設計としている。	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策第2子保育料軽減事業	①物価高騰下における子育て世帯支援のため、国の制度の対象とならない第2子の保育料を1/2軽減する。 ②町内保育施設における第2子保育料の1/2減免に要する費用 ③対象人数113名（計画時点。実績に応じて執行。） 公立保育所、公設民営保育園 6,000,000円×1/2=3,000,000円 私立保育園 3,000,000円×1/2=1,500,000円 合計 4,500,000円 ④公立保育所及び公設民営保育園 町の保育料収入の減少 私立保育園 町からの補助	R8.4	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策地域経済循環地域通貨給付事業	①物価高騰等の影響を受ける町民生活への支援及び消費の地域経済循環を目的に、地域通貨会員である町民に対し、一人当たり5,000円（ポイント）を付与するもの。このポイントは1P=1円として、食料品販売店やその他多様な商店・サービスに利用できる。 ②18歳以上（高校生年代は除く）の地域通貨会員一人につき5,000円（ポイント）の給付及び事業実施に係る事務経費 ③18歳以上（高校生年代除く）21,000人×利用率0.7=14,700人 14,700人×5,000円=73,500,000円 事務経費 5,000,000円（チラシ等広告費・PR経費、地域通貨システム対応費、カード印刷費、申請サポート業務費、処理手数料、その他事務処理経費等） 合計 78,500,000円（うち交付対象経費77,500,000円） ④加盟店協会会員、加盟店協会店舗	R8.4	R9.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域通貨還元ポイントアップ物価高騰緊急支援事業（令和8年度）	①地域通貨のポイント還元率を引き上げることで、物価高騰等の影響を受ける町民の暮らしを支え、町の経済活動の活性化に繋げることを目的とする。このポイントは1P=1円として、食料品販売店やその他多様な商店・サービスに利用できる。 ②キャンペーンによる引き上げ分のポイント相当額等の補助及び事務経費 ③ポイント引き上げ分 2,200,000円×9週=19,800,000円 チラシ印刷・新聞折込等広報等 200,000円 合計 20,000,000円 ④加盟店協会会員、加盟店協会店舗	R8.4	R9.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策小規模事業者生産性向上支援補助金	①物価高騰下において、生産性向上に向け、省力化やDXを進めるための設備投資への支援し、経営環境の安定化、向上に繋げるもの。 ②省エネ設備やDXに必要な整備費用に補助 整備費用の2分の1補助、上限1事業者200,000円 ③200,000円×10事業者=2,000,000円 ④町内小規模事業者	R8.4	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱費等高騰対策緊急支援事業（私立保育施設）	①原油価格等の影響を受ける私立児童福祉施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する。 ②光熱費等 ③光熱費等の上昇に基づく一人当たりの支援単価2,600円 A施設 (2,600円×125人=325,000円) B施設 (2,600円×110人=286,000円) ※私立児童福祉施設への支援は、県との協調補助。 ④民間保育所等を運営する事業者（2施設）	R8.4	R9.3
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱費等高騰対策緊急支援事業（公設民営保育施設）	①原油価格等の影響を受ける公設民営児童福祉施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する。 ②光熱費等 ③光熱費等の上昇に基づく一人当たりの支援単価5,200円 C施設 (5,200円×170人=884,000円) D施設 (5,200円×150人=780,000円) E施設 (5,200円×110人=572,000円) ④公設民営保育園（3施設）	R8.4	R9.3
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱費等高騰対策緊急支援事業（放課後児童クラブ）	①原油価格等の影響を受ける放課後児童クラブを運営する民間事業者に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する。 ②光熱費等 ③光熱費等の上昇に基づく一人当たりの支援単価1,100円 F施設 (1,100円×45人=49,500円) G施設 (1,100円×50人=55,000円) H施設 (1,100円×40人=44,000円) ④民営放課後児童クラブ（3施設）	R8.4	R9.3
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱費等高騰対策緊急支援事業（高齢者施設）	①物価高騰による影響を軽減するため、高齢者施設を運営する事業者に対し、給食材料費や電気料金等の物価高騰相当分を補助することで福祉サービスの持続に寄与する。 ②電気、ガス料金、食料材料費の経費に対する一部補助 ③入所12,500円×定員数=12,500円×397人（13施設）=4,962,500円 通所4,100円×定員数=4,100円×412人（18施設）=1,689,200円 訪問17,000円×施設数=17,000円×19施設=323,000円 合計6,974,700円 ④高齢者施設	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱費等高騰対策緊急支援事業（障害者施設）	①物価高騰による影響を軽減するため、障害者施設を運営する事業者に対し、食材料費や電気料金等の物価高騰相当分を補助することで福祉サービスの持続に寄与する。 ②電気、ガス料金、食材料費の経費に対する一部補助 ③入所12,500円×定員数=12,500円×28人（3施設）=350,000円 通所4,100円×定員数=4,100円×118人（6施設）=483,800円 訪問17,000円×施設数=17,000円×3施設=51,000円 合計884,800円 ④障害者施設	R8.4	R9.3
17	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策省エネ設備等切替促進事業	①物価高騰やエネルギー価格高騰の影響を受ける生活者を支援するため、住宅用省エネ設備への切り替えを促進するもの。 ②省エネ設備の購入費に対する一部を補助（地域通貨ポイント付与） 三世帯同居・近居対象（給湯器、エアコン）：1,200,000円 補助率20%、上限30,000～100,000ポイント（対象機種により異なる。） 高齢者のみ世帯対象（寒冷地仕様エアコン・給湯器）：1,000,000円 補助率20～30%、 上限30,000～100,000ポイント（対象機種により異なる。） 合計2,200,000円（うち交付対象経費1,000,000円） ※上記は予算積算上の見込みであり、実施に際しては、当該予算の範囲内で執行する。 ④三世帯同居等世帯、75歳高齢者のみ世帯	R8.4	R9.3

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について

富山県立山町

■実施状況

<令和8年4月時点>

交付限度額	2億9,169万円
うち令和7年度 交付決定額	7,170万円 (25%)
うち令和8年度 交付決定額	1億8,105円 (62%)
残額	3,894万円 (13%)

■主な事業概要 (詳細は別途実施計画をご覧ください)

生活者支援

◆物価高騰対策子育て世帯特別給付金事業 事業費：3,470万円

物価高騰下における子育て支援策として、18歳（高校生年代）以下の子ども一人につき、10,000円を支給。

◆低所得世帯生活支援特別ポイント事業 事業費：2,350万円 ※食料品特別加算を活用

物価高騰下における低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯を対象に、町の地域通貨を1世帯当たり10,000ポイント（10,000円相当）を付与（このポイントは1P=1円として、食料品販売店やその他多様な商店・サービスに利用できる。）。

◆地域通貨還元ポイントアップ物価高騰緊急支援事業（令和7年度） 事業費：1,350万円

地域通貨のポイント還元率を10倍に引き上げることにより、物価高騰等の影響を受ける町民の暮らしを支え、町の経済活動の活性化に繋げることを目的とする。このポイントは1P=1円として、食料品販売店やその他多様な商店・サービスに利用できる（実施期間 令和8年1月1日～令和8年3月31日）

◆物価高騰対策学校給食費臨時補助金 事業費：3,320万円 ※食料品特別加算を活用

物価高騰下において、学校給食費の一部を支援することで、子育て世帯の経済的負担を軽減する。小学生では、国による給食費支援額と実際の給食費との差額として65円/食を、国による支援の対象外である中学生では、1食あたり175円/食を支援。

◆物価高騰対策アレルギーによる弁当持参児童生徒臨時支援事業 事業費：21万円

物価高騰下において、国や町からの学校給食費支援が及ばない、アレルギーにより弁当を持参している世帯に対して支援を行うもの。小学生では、国による給食費支援額と町からの支援額相当分として355円/食を、中学生では、1食あたり175円/食を支援。

(次ページへ続く)

◆物価高騰対策学校給食への米粉パン・地場産みそ提供差額臨時支援事業 事業費：130万円

物価高騰下においても、給食費の保護者負担に配慮しながら地産地消・食育を推進するため、学校給食における地場産食材（米粉パン、みそ）の提供に際し、市販品との差額を支援。

◆要保護・準要保護児童生徒就学援助費臨時給付事業（令和8年度） 事業費：378万円 ※食料品特別加算を活用

物価高騰の影響を特に受ける要保護・準要保護児童生徒の世帯に対し、対象児童・生徒一人につき、3万5千円を給付。

◆物価高騰対策出産お祝いポイント給付事業 事業費：675万円（うち交付対象経費270万円）※食料品特別加算を活用

物価高騰下における子育て世帯支援のため、子の妊娠届出時に出産準備金2万円、出産後の2か月児訪問時に出産お祝いポイントとして3万ポイントの給付を行うもの。

◆物価高騰対策第2子保育料軽減事業 事業費：675万円（うち交付対象経費450万円）

物価高騰下における子育て世帯支援のため、国の制度の対象とならない第2子の保育料を1/2軽減する。

◆物価高騰対策地域経済循環地域通貨給付事業 事業費：7850万円（うち交付対象経費7,750万円）※食料品特別加算を活用

物価高騰等の影響を受ける町民生活への支援及び消費の地域経済循環を目的に、地域通貨会員である町民（高校生年代を除く18歳以上の町民）に対し、一人当たり5,000円（ポイント）を付与するもの。

◆地域通貨還元ポイントアップ物価高騰緊急支援事業（令和8年度） 事業費：2,000万円 ※食料品特別加算を活用

地域通貨のポイント還元率を引き上げることにより、物価高騰等の影響を受ける町民の暮らしを支え、町の経済活動の活性化に繋げることを目的とする。このポイントは1P=1円として、食料品販売店やその他多様な商店・サービスに利用できる。

◆物価高騰対策省エネ設備等切替促進事業 事業費：220万円（うち交付対象経費100万円）

物価高騰やエネルギー価格高騰の影響を受ける生活者を支援するため、住宅用省エネ設備への切り替えを促進するもの。

省エネ設備の購入費に対する一部を補助（地域通貨ポイント付与）

三世代同居・近居対象（給湯器、エアコン）：1,200,000円：補助率20%、上限30,000～100,000ポイント（対象機種により異なる。）

高齢者のみ世帯対象（寒冷地仕様エアコン・給湯器）：1,000,000円：補助率20～30%、上限30,000～100,000ポイント（対象機種により異なる。）

事業者支援

◆物価高騰対策鉄道ネットワーク維持対策事業 事業費：2,400万円

物価高騰、エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続く町唯一の鉄道路線「富山地方鉄道立山線」は、通勤や通学など、町民生活にとって必要不可欠な鉄道路線であり、また、立山黒部アルペンルートをつなぐ観光路線として重要な交通インフラであることから、必要な経費の一部を支援することで、運行の維持に繋げるもの。

◆物価高騰対策小規模事業者生産性向上支援補助金 事業費：200万円

物価高騰下において、生産性向上に向け、省力化やDXを進めるための設備投資への支援し経営環境の安定化、向上に繋げるもの（整備費の1/2補助、上限（1事業者あたり）20万円）。

（次ページへ続く）

◆光熱費等高騰対策緊急支援事業（私立保育施設） 事業費：61万円

原油価格等の影響を受ける私立児童福祉施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する（光熱費等の上昇に基づく一人あたりの支援単価2,600円）

◆光熱費等高騰対策緊急支援事業（公設民営保育施設） 事業費：224万円

原油価格等の影響を受ける公設民営児童福祉施設等に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する。（光熱費等の上昇に基づく一人あたりの支援単価5,200円。公設民営保育施設は県の支援の対象外であることから、私立保育施設の支援単価の倍に設定。）

◆光熱費等高騰対策緊急支援事業（放課後児童クラブ） 事業費：15万円

原油価格等の影響を受ける放課後児童クラブを運営する民間事業者に対し、光熱費等の高騰分を支援することで福祉サービスの持続に寄与する。（光熱費等の上昇に基づく一人あたりの支援単価1,100円。）

◆光熱費等高騰対策緊急支援事業（高齢者施設） 事業費：698万円

物価高騰による影響を軽減するため、高齢者施設を運営する事業者に対し、給食材料費や電気料金等の物価高騰相当分を補助することで福祉サービスの持続に寄与する。（光熱費、食材費の経費に対する支援単価として、入所施設：12,500円/人、通所施設：4,100円/人、訪問施設17,000円/施設。）

◆光熱費等高騰対策緊急支援事業（障害者施設） 事業費：89万円

物価高騰による影響を軽減するため、障害者施設を運営する事業者に対し、食材料費や電気料金等の物価高騰相当分を補助することで福祉サービスの持続に寄与する。（光熱費、食材費の経費に対する支援単価として、入所施設：12,500円/人、通所施設：4,100円/人、訪問施設17,000円/施設。）

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

【別紙様式】 特定事業者支援事業に関する公表様式

立山町は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。

事業名	物価高騰対策鉄道ネットワーク維持対策事業		
総事業費 (千円)	24,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	24,000千円
事業概要	<p>①目的 物価高騰、エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続く町唯一の鉄道路線「富山地方鉄道立山線」は、通勤や通学など、町民生活にとって必要不可欠な鉄道路線であり、また、立山黒部アルペンルートをつなぐ観光路線として重要な交通インフラであることから、必要な経費の一部を支援することで、運行の維持に繋げるもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 県、沿線市町村、交通事業者がそれぞれ等分で負担する令和8年度の運行経費のうち走行距離、財政規模等を考慮し算出された立山町分の負担金額</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 鉄道事業を実施する者（富山地方鉄道株式会社）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 鉄道事業は、物価高騰、エネルギー価格高騰の影響で、大変厳しい経営環境に直面しているが、鉄道事業の縮小、廃止等は、通勤、通学を中心とした立山町民の生活基盤に悪影響を及ぼすことになることから、唯一の実施主体である富山地方鉄道株式会社を交付対象者として、補助金を交付する。</p> <p>④期待される効果 物価高騰等による経営環境の悪化に対し、当補助金により、公共交通（鉄軌道）維持を支援することで、町民の生活に直結する移動手段を確保する。</p>		
物価高の克服（経済対策）との関係	<p>富山地方鉄道立山線は、前述のとおり、通勤・通学の足となる町民の生活に必要不可欠な路線である。また、観光路線として山間部を運行しており、観光シーズン以外の時期には、一定の収益が見込めない構造的な課題を抱えている。物価高騰、エネルギー価格の高騰が経営に悪影響を及ぼしており、町民の公共交通手段及び富山県の観光のシンボル「立山黒部アルペンルート」への唯一の観光路線を維持するために支援を行うことは、地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		